

行方市告示第75号

自治会等への普通財産の無償貸付等に関する基準(平成20年行方市告示第15号)の一部を次のように改正する。

令和8年5月19日

行方市長 高 須 敏 美

第2条第2号中「備品倉庫」の次に「, ごみ集積所」を加える。

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 地域住民のコミュニティづくりの拠点として集会所等の利用に供される土地又は建物を貸し付けるとき。

第5条に次の1号を加える。

- (3) 市が寄附を受け入れた土地・建物であって、従前から当該土地・建物を利用する自治会等に貸し付けるとき。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。